

## 事業承継税制の税優遇拡大について

事業承継税制とは、後継者である相続人等が相続・贈与等により円滑化法の認定を受ける非上場会社の株式等を先代経営者から取得しその会社を経営していく場合には、その後継者が納付すべき相続税・贈与税のうち、その株式等に対応する相続税・贈与税の納税が猶予される制度です。

しかし、現状の事業承継制度では相続税の場合、相続した株式等の税額のうち全株式の3分の2について、税額の8割が猶予の対象となるため、実質的に約53%しか猶予されず、また猶予条件についても厳しいことから、経営者が代わりに二の足を踏むことが多いとのことでした。

そこで、政府、与党では2018年度税制改正で中小企業の世代交代を促すため税優遇を拡大する見直しを検討されており、実現すれば、事業承継税制が現行制度より使いやすくなります。

なお、これらの見直しを検討している事項は、そのとおり税制改正に反映されるとは限りませんので、ご注意ください。

### 見直しが検討されているポイント

現行制度では承継する非上場株式等のうち相続後で発行済議決権株式等の3分の2に達するまでについて相続税を猶予していたものを、見直し後は承継する非上場株式等のすべてについて相続税が猶予されることとなります。

さらに、猶予条件についても緩和することとなり、現在は5年間平均で8割の雇用を維持できなければ猶予された税額の全額を納税する必要があるところを、見直し後は雇用計画の策定などの条件を付けた上で撤廃することとなり、人手不足に苦慮する中小の企業についても納税猶予を継続して適用しやすくなります。

これらの見直しにより、世代交代後、事業を継続している間は一定の要件を満たせば猶予された税を払わなくてよくなる方向で、実質的に相続税と贈与税の負担がなくなる人が増える可能性が考えられます。

